

令和 8 年 8 月 28 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 齋 藤 浩

会津若松市監査委員 丸 山 さよ子

定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 市民部
- (2) 農政部
- (3) 教育委員会
- (4) 農業委員会事務局

3 監査の着眼点及び実施内容

会津若松市監査基準に準拠し、令和 7 年度執行分の事務事業及び工事について、財務事務に係る事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げているか等の観点から、関係書類を調査するとともに、所属長か

ら説明を聴取する方法等により監査を実施した。

4 監査の実施場所及び日程

ア 実施場所 監査事務局及び河東支所内会議室

イ 実施日 令和8年4月22日から同年8月28日まで

(うち対面監査 令和8年6月29日及び同月30日)

5 監査結果

事務事業及び工事の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、一部改善等の必要を認める事項が見受けられた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○指定ごみ袋・ごみ処理券調達管理収納等業務委託について

(市民部環境共生課)

【主な問題点】

- ・参考見積徴取依頼先の選定手続の不透明性

【事案の概要】

指定ごみ袋・ごみ処理券調達管理収納等業務委託（落札金額874,759,969円（税込））において、参考見積徴取依頼先の選定に際し、業務履行や参考見積提出の可否について口頭で確認し、可能と回答があった1者のみからの見積もりを根拠とした入札手続が執行された。

【参考見積徴取依頼先の選定手続の不透明性】

参考見積書は、予算額や予定価格の積算基礎となる重要な書類であり、その徴取にあたっては、公金支出の経済性に加え、調達手続の公平性や透明性の確保の観点からも適切な手続が求められる。

本市では令和2年度、仕様の概要を「口頭（電話）」で説明して見積もりを事業者に依頼した結果、業務委託期間の認識に齟齬が生じ、予定価格の超過による入札不調及び債務負担行為限度額の不足による補正予算の編成という重大な事態と、行政への不信を招いた反省と再発防止策として、参考見積徴取にあたっての取扱要領を制定し、全庁的な事務の適正化、標準化を図った経過にある。

今回の指定ごみ袋・ごみ処理券調達管理収納等業務委託において環境共生課は、「事前に複数者から業務履行や参考見積提出の可否に関しヒアリングをしたが、電話での説明、依頼であったためその文書記録は残っていない」、「見積可能と回答のあった1者からの見積内容を予算額と予定価格の基礎とした」との説明があった。

契約事務手続においては、競争性、透明性、公正性の確保が求められる中、今回の参考見積徴取に際し、複数者から見積もりを徴取すべきところ、結果的に1者のみから見積もりを徴取し、しかも他の事業者への依頼や辞退等の経緯について文書記録が残されていないことは、手続の透明性や証拠性の観点から看過できない問題である。たとえ電話等で断りの回答があった

としても、そのやり取りを記録し、正当な手続を履践したことを証拠として残すことは、先例に学び、行政の説明責任を果たす上で当然果たすべき基本である。そもそも、複数の事業者の参画を通じた適正な競争が求められる中、袋の材質や加工の特定規格、さらには配送等を含めた一括発注という事業スキームの仕様としたことが、他の事業者の参画を狭め、結果として1者入札となったのではないかと考えられる。

市内の事業者で対応が困難な場合には、速やかに準市内、県内、県外の事業者に依頼範囲を拡大し、可能な限り複数者からの書面による参考見積書を徴取し、その経緯も記録として保存すべきである。こうした手続が徹底されなければ、見積徴取から予定価格設定に至るまでの一連の手続に透明性や客観性、妥当性が担保されず、不透明な事務処理による行政への不信を招く結果となりかねない。

今後は、基本となる事務処理、運用の厳格な遵守と経緯等の文書記録の保存を徹底し、万全の説明責任を果たす体制構築を図りたい。

【参考】当該業務委託概要

業務名	指定ごみ袋・ごみ処理券調達管理収納等業務委託
契約方式	公募型指名競争入札
契約締結日	令和7年6月6日
委託期間	令和7年6月6日から令和12年3月31日まで
契約金額	874,759,969 円

(うち消費税等の額 79,523,633 円)

(2) 所見

下記のとおり所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○地域振興費（市民部市民協働課）

【主な問題点】

- ・証拠書類の不備及び不明確な会計処理並びに公金支出のあり方
- ・補助金交付先から市職員への報酬支払い

【事案の概要】

市民協働課所管の地域づくり関連補助金や地域運営組織への伴走支援において、支出の証拠書類の不備や、補助事業に伴う収入に関する不明確な会計処理が確認された。

また、市職員が補助金交付先から報酬を得ている実態も明らかになった。

【証拠書類の不備及び不明確な会計処理並びに公金支出のあり方】

市民協働課が所管する地域づくり関連補助金等の執行状況、及び地域運営組織に対する伴走支援のあり方について監査を実施した結果、公金を財源とした事業の実施やその支払において、次のような証拠書類の不備や、不明確な会計処理が散見された。

例えば、補助金の精算において「封筒のメモ書き」を支出の証拠書類として容認する行為や、補助事業に伴って一時の収入

があるにもかかわらず、これを含めない会計処理などが認められた。

また、公金としての補助金が充てられる補助事業の執行に伴って付与されたポイントを市職員が私的に保持可能な状態にある事実や、あるまちづくり団体では、夏祭り等の景品代として旅行券等を補助金の約4分の1を使用し、購入していた事実が認められた。

社会一般に求められる基本的な財務ルールに反する対応は排し、財務手続の適正性を合理的に担保することが不可欠であり、地域に根差した自立に向けて地域運営組織を育成する本来の趣旨を達成するための制度設計を再考されたい。

【補助金交付先から市職員への報酬支払い】

市が補助金を交付しているあるまちづくり委員会から、環境共生課に所属する職員及び他課職員が一構成員となっている民間団体を通じて、当該職員個人が当該団体の構成員として行った業務に対する対価として、当該補助事業において当該団体あてに講師料や報償金等の名目で報酬が支払われていたことを確認した。

本事案は、市の補助金が市職員へ不当に還流していると看做されかねないものであり、地方公務員法第33条で規定する信用失墜行為の禁止に抵触する恐れがある。また、同法第38条の兼業許可の趣旨たる「職務の公正性の確保」にも反しかねないものである。

折しも、市は、市と特別な利害関係にある団体への兼業許可

の基準について、類似の事案を踏まえて厳格化する見直しを行ったところであり、引き続き不断の見直し検討と厳格な運用が不可欠である。

【まとめ】

行政による現在の地域運営組織への伴走支援は、あくまで当該団体が自立して事業を担いうる体制を構築するための過渡期的な対応に過ぎない。

今後は、証拠書類の適正化、区分経理の徹底など財務手続の適正性の確保を図るため、各団体において一つ一つ着実に実践させる必要がある。これらは、時間がかかるプロセスではあるが、適正かつ持続可能な地域運営組織の育成に向けて努められたい。

なお、いかなる場面にあっても市民から職務の公正性に疑念を持たれることのないよう、組織的に不断に取り組む必要があることを付言するものである。

【参考】当該負担金補助及び交付金概要

補助金名	地域づくりビジョン推進事業補助金
予算金額	1,000,000 円 × 7 件、200,000 円 × 1 件
決算金額	6,669,237 円
	内訳：1,000,000 円 × 6 件（湊、大戸、北、一箕、河東、北会津）、669,237 円 × 1 件（行仁）

○タウンミーティング開催に伴う報酬支払い（市民部環境共生課）

【主な問題点】

- ・ 所管課職員が兼業許可を得ている団体への公金支出

【事案の概要】

環境共生課では、令和8年4月からの家庭ごみ処理有料化導入にあたり、制度の目的、内容などについて意見交換を行う場としてタウンミーティングを開催した。その際、当該所管課に所属する職員が兼業許可を得て自身の自宅を所在地として事務処理を担っている団体からファシリテーター等の派遣が行われ、その結果、市から当該団体に対し報償金（謝礼）が支払われた。

【所管課職員が兼業許可を得ている団体への公金支出】

市職員が兼業許可を得ている団体が、市から直接的に金銭的利益を享受する関係にあることは、外形的に「特別な利害関係にある」と看做されかねない。まして、あらかじめ市から兼業許可を得ていたとしても、所管課の職員が市とそうした関係にある団体に従事することは、地方公務員法第38条の兼業禁止の趣旨に実質的に違反するものと思料する。

予算の上限や内部事情を知り得る立場の市職員が、自ら関連する団体に係る業務発注手続に関与することとして、利益相反にもつながりかねず、同時に地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触する恐れがある行為である。

折しも、市は、市と特別な利害関係にある団体への兼業許可の基準について、類似の事案を踏まえて厳格化する見直しを行ったところであり、引き続き不断の見直し検討と厳格な運用が不可欠である。

なお、いかなる場面にあっても市民から職務の公正性に疑念を持たれることのないよう、組織的に不断に取り組む必要があることを付言するものである。

【参考】当該事業概要

事業名	タウンミーティング開催に伴うグラフィックレコーディング等担当者派遣		
支出科目	報償費（謝礼）		
予算金額	20,000 円		
決算金額	20,000 円		
	（ファシリテーター 1 名 8,000 円、グラフィックレコーディング 2 名 12,000 円）		

○給食賄材料費（教育委員会学校施設給食課）

【主な問題点】

- ・単価契約の導入などの適正な調達手法のあり方
- ・決裁権限のあり方
- ・議会の議決の要否に関する整理不足

【事案の概要】

本市の学校給食費が私会計から公費を原資とする公会計に移行した現在も、従前の慣例に沿った会計処理が続いていることを確認した。

また、令和 7 年度では年間約 5.5 億円の支出を課長専決で処理し、議会の議決対象となり得る 2 千万円以上の動産購入であるにもかかわらず、その要否について整理されないままに公金

が支出されている実態も明らかになった。

【単価契約の導入などの適正な調達手法のあり方】

本市における学校給食費の会計処理は、令和5年度に保護者負担による「私会計」から市の予算として管理する「公会計」に移行し、賄材料費は実質的に公金を原資として執行されている。

しかしながら、学校施設給食課の財務事務の執行状況を精査した結果、私会計時代からの前例踏襲的な事務処理が継続されている実態が確認された。

例えば、現在、給食食材の調達において単価契約は締結されておらず、各調理場における1食あたりの単価の枠内で特定の事業者に対し発注が行われている。その結果、発注前に市場価格と比較検証する機会がないまま公金が支出されている。また、所管課からは、献立が日々変わるため単価契約は困難であるとの説明があったが、その一方で、年間、学期、月ごとにきめ細かな単価契約等を締結している地方公共団体もあるところである。

学校給食費の公会計化にあたっては、文部科学省通知（令和5年8月31日付け）により「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」等を参考に計画的に進めることが明記されており、同ガイドラインにおいて、公会計への移行に伴い食材納入業者の登録や食材ごとの調達の仕組みを整備、検討することが求められている。

この点、県内他市では既に学校給食用米穀の調達にあたって

単価契約による入札が行われているが、本市においては、これまで調達手法に関する実質的な検討が行われた形跡が確認できなかった。依然として特定の事業者からの事後精算的な支払いが継続されている現状にある。

地方自治法第2条第14項は、地方公共団体に対し「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定し、行政運営における経済性の追求を法的に義務付けている。私会計の枠組みではなく、公会計としてより一層、経済的かつ公正な調達手法が求められる。

については、その確保に向けできるだけ速やかに、他自治体における多様な調達手法や契約事務等の運用事例を調査、研究し、本市の現在の調達手法や契約事務、さらには実務運用について、検証、再考されたい。

【決裁権限のあり方】

令和7年度においては年間約5.5億円に上る賄材料費の全額が、金額の多寡にかかわらず支出負担行為兼支出命令により「課長専決」で処理されている。

所管課からは、「令和5年度の公会計移行時には、他の需用費と同様の決裁区分で執行していたが、一部の小規模事業者からの支払早期化の要望や、支払遅延の防止、検算事務の負担軽減を理由に同年10月に財務規則等の運用を変更した」と説明があった。

そもそも、財務規則等における決裁区分の設定は、金額規模に応じた承認プロセスを経ることで、責任の所在の明確化、迅

速かつ効率的な意思決定に加え、リスク管理として組織的な牽制機能を働かせるものである。一部事業者の資金繰り等への配慮や検算等の事務負担を理由に、数億円規模の公金支出に関する承認プロセスを簡略化することが、内部統制の観点から真に妥当であるのか、実務フロー自体の効率化等を含めて検証されたい。

【議会の議決の要否に関する整理不足】

賄材料費として令和7年度に年間約5.5億円という多額の公金を支出し、一事業者に対する月額を支払額が2千万円を超過する事例が数件発生しているが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に定める動産取得の議決手続は経ていない。

所管課からは、「給食食材は直ちに消費される消耗品であって動産には該当しない。また、日々献立を作成した後に食材を決定するため単価契約は存在せず、金額が確定しないことから、議会の議決事項には該当しないと認識している」と説明があった。

民法第89条の規定に照らせば、食材等の消耗品であっても法的には動産に該当するため、予定価格が2千万円以上の動産の買入れ等を行う場合は、地方自治法第96条第1項第8号及び前記条例に基づく議会の議決対象となり得るものである。

現在の事務運用において手続的違法性が生じていないか、関係法令に照らして十分な検証を行うことを求めるものである。

【まとめ】

私会計から公会計への移行という制度的変更に伴う法的要請に対し、長年の慣例や前例に依拠した事務処理を前提とすることなく、公金の適正な管理及び執行が行われるよう、より一層、客観的かつ公正な調達手法と契約手続、適正な決裁手続による実務運用、及び地方自治法が定める議決手続に関する整理が速やかに行われることを望むものである。

【参考】当該事業概要

科目名	学校給食食材購入費・需用費	
予算額	現年	513,337,000 円
	繰越明許	93,594,000 円
決算額	現年	469,334,221 円（執行率 91.42 %）
	繰越明許	93,594,000 円（執行率 100 %）
決裁権者	学校施設給食課長	